

交渉情報	NO.62	日本郵便信越支社 かんぼ生命エリア本部
JP労組信越地方本部	2020年3月4日	添付資料:6枚

2020年度三六協定締結について

日本郵便（株）信越支社、かんぼ生命信越エリア本部は「2020年度三六協定締結時間数等」について別紙の通り、信越地本に提示してきました。

標記の扱いは中央総合情報第105号(2020.2.28)の通り、周知されているものです。中央段階での議論ポイントとして、締結にあたっては時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや職場における必要な労働力の配置状況についても意思疎通をはかる必要があるとしています。

本部は日本郵便に対し、①業務改善、②特定の社員への時間外労働の偏りの是正及び勤務時間管理の徹底について、この間の取り組みをふまえて時間外労働の縮減に向けた具体的方針を求め、会社から具体的な取り組みとして別添資料が示され、かんぼ生命に対しては、行政処分後の各種対応に関する不確定要素があり、緊張感と責任感等を保ち続け、モチベーション維持や健康管理等に支障をきたさないよう、漫然とした時間外労働を可とするマネジメントが行われないことを求め、会社から属人的に偏ることがないように十分配慮することが示されました。

それを受け、地本・支社（信越エリア本部）との間で、締結時間短縮を求めたことに対し、日本郵便（株）信越支社は、締結時間数を単月45時間で締結した場合でも、単月40時間を一定の基準として指導しており、昨年度と比較すると減少傾向にある一方、要員不足や滞留の解消に努めているものの、協定時間を短縮することで、業務運行確保に懸念があり、仮に時間数を短縮した場合、特別条項の対象となる社員が増えてしまう懸念があるとの回答が示され、地本は現場での非番・週休の買上げの常態化や時間外労働の縮減効果が見えないとの意見が上がっていることをふまえ、支社から、郵便局段階だけでなく、地本支社間においても、時間外労働の縮減に向け、より一層の勤務時間管理の徹底と業務の効率化、特定の社員への偏りの是正に向け、必要な意思疎通に取り組んでいくとの回答を得られたことから、2019年度と同様の目安時間として整理をはかりました。

また、かんぼ生命エリア本部は、属人的な負荷とならないよう、勤務時間インターバルの確保と健康管理に十分配慮することとしたことから整理をはかりました。なお、特別条項の適用対象項目に「日本郵政グループにおけるご契約調査・行政処分にかかる対応」が追加されました。

なお、ゆうちょ銀行については、窓口を開催し事前提案を受けていますが、文書発出は労使で整理したのちに発出となりますので、ご承知おき願います。

【労使対応】 支部交渉

日本郵便は締結・意思疎通に当たって、時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや各局における必要な労働力の配置状況について、必要な意思疎通を行った上で、締結することとします（詳細は支社資料参照願います）

かんぽ生命は時間外労働が属人的に負荷となることがないように業務のあり方について、必要な意思疎通を行い、締結することとします。

よって、スケジュールは以下の通りとしますので、支部労使間で調整し、対応をはかるよう要請します。

支部窓口交渉および三六協定締結… 3月9日（月）～19日（木）